

平成23年1月14日

## 金貨金融取引に関する判決を受けての声明

札幌司法書士会 会長 林 和宏  
札幌青年司法書士会 幹事長 初谷 修

平成23年1月14日札幌簡易裁判所において、いわゆる金貨金融と呼ばれる、金貨売買を装い、経済的困窮者の窮状に付け込み、年利1500~2500%にも上る暴利を得て食い物にしようとするヤミ金類似の取引形態について、これを公序良俗に反し無効であるとする判決があった。(平成22年(ハ)第21210号売買代金請求事件)

この事件では、資金に困窮する顧客を「代金後払い」「即現金化」の宣伝文句でおびき寄せ、即時に換金が可能な金貨(時価42,000円相当)を代金後払いで売渡し、市場相場の約1.5倍の代金65,600円を10日後の代金支払期日に支払わせようとする契約であった。この差額を金利に換算すると、年利約1996%にも上り、法定利息(元金10万円未満の場合年利20%が上限)の約100倍もの暴利を得ようとするものである。

今回の判決では、「本件取引は全体としてみると、原告が新聞広告等により、正常な手段では金融を得ることが困難な被告を誘い込み、交付した金貨の換金を名目として被告に一定額を融資し、その数日後に売買代金の名目で融資額よりも高額な金員の回収を得ようとするもの、すなわち、実質上は金銭消費貸借契約であると認められる。」とし、売買を装いながら実質的に融資を行っていたと認定したうえ、売買代金と換金額の差額を利息とみなし、「これを年率に換算すると年率約2000%弱の割合の高額な利息であり、暴利契約であることは明らかである。」から「本件売買契約(実質上は金銭消費貸借契約)は公序良俗反し無効である。」と、契約自体を無効とした上で業者の請求を完全に排斥したが、これは極めて妥当な判断であるといえる。

この事件では、札幌司法書士会所属の35名の司法書士が復代理人として訴訟遂行に協力してきたが、このような類型の取引に関して、札幌青年司法書士会では、一昨年に後払い換金商法対策会議を設置して以来一貫して、その問題点・違法性を継続して訴え続けてきていたのであり、その主張の正当性が司法の場でも全面的に認められたことになる。

しかしながら、このような経済的困窮者を食い物にする違法取引は後を絶たず、金貨に限らず様々な物品売買を装う脱法的手法により、経済的困窮者から法外な金員をせしめる類の取引を行う業者は、札幌市内でもいまだ横行し、更には全国にも拡大している傾向にあり、予断を許さない状況にあるといえる。

札幌司法書士会及び札幌青年司法書士会は、この判決を踏まえ、経済的弱者を食い物にするあらゆる形態の脱法的取引・違法取引が撲滅されるよう、関係各所との協力体制を更に強化し、民事・刑事を問わず、今後もこれらの問題に対して取り組み続けることを宣言する。